

夢を実現する第一歩のために… 2011年4月号 ミツヒロニュース



4月です。この度の大地震で、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。混乱が続いていますが、地震災害に対する支援の知が広がっています。日本人の叡智をもって一致団結して対応していきたいものです。当月号では、企業そして個人が義援金等を支出した場合の取扱いについて紹介していますので、参考にして頂ければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- 東日本大震災に係る義援金について…税制上の優遇措置が認められています。
- ネット上での匿名性の終息…匿名を利用し、ネット上で普段とは違う行動ができる時代は終わりつつあるように感じます
- 空檜コンサートのご案内
- 東日本大震災に際して

東日本大震災に係る義援金について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震（東日本大震災）におきましては、被害にあわれた皆様、ご家族の皆様、今なお避難生活を送られている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

被災地においては、被害が極めて甚大であることから、救護活動は広域化、長期化し、活動に要する費用もかなりの額にのぼると考えられます。現地に赴いて活動はできなくても、何かできることはないかと、考えているところです。

政府は、被災者を支援するボランティア団体やNPO（非営利組織）の活動に役立てる募金を社会福祉法人中央共同募金会を通じて集めると発表しました。

ボランティア団体・NPO団体の応援を通じて被災地を応援したい方々など、ひろく国民から寄附を募りたいとのことです。

中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を、「**指定寄附金**」に指定し、その寄附金については、税制上の優遇措置を受けられることとなっています。

また、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、税務署で確認できれば、その義援金は「**国等に対する寄附金**」として税制上の優遇措置を受けることができます。

（注）日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等（地方公共団体に拠出されるもの）は、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。（次ページへ続く）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

■税制上の優遇措置

国、地方公共団体に対する寄附金、「指定寄附金」については、以下のような税制上の優遇措置が適用されます。

①個人で寄附した場合

個人からの寄附金は、寄附金控除の対象となります。

寄附金額と年間所得の40%のどちらか低い方の金額から2千円を控除した金額を、所得から控除することができます。

②法人が寄附する場合

法人（企業）からの寄附金は、全額が損金算入の対象となります。

◎領収書の発行

この優遇措置を受けるためには、領収書が必要です。振込の場合は、振込金受領書等を保管して下さい。

中国新聞社でも受付

社会福祉法人中国新聞社会事業団でも「東日本大震災」の被災者への義援金を受け付けているとのことです。義援金は日本赤十字社を通じて被災者のために使われます。

「東日本大震災義援金」と明記して、郵便振替、現金書留で送金するか、直接持参する方法です。金額と名前が中国新聞朝刊に掲載されるそうなので、匿名希望の場合は、通信欄などに「匿名希望」と記入してください。なお、物資の受付はしていないということです。

受付 〒730-0854 広島市中区土橋町7の1 中国新聞社会事業団

電話 082-236-2424

郵便振替の番号は 01360-4-22742

寄附金控除について

税法では寄附することを奨励する観点から、寄附金に対して税金を一部免除する特例が設けられていますので、ご紹介します。

1. 所得税

■寄附金控除の対象は限定されています

寄附金ならなんでもいいというわけではなく、寄附金控除の対象となる特定寄附金を限定列挙しています。

1. **国や地方公共団体**に対する寄附金
2. **「指定寄付金」**公益法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの
3. 日本赤十字社、日本育英会、国際交流基金など特定の公益法人に対する寄附金
4. 民法の規定によって設立された法人のうち一定のものに対する寄附金
5. 学校法人や社会福祉法人に対する寄附金
6. 公益の増進に著しく寄与する特定公益信託の信託財産とするための寄附金
7. 政治活動に関する寄附金で一定のもの

なお、私立学校や、特定の個人、任意団体などへ寄附は、寄附金控除の対象となりません。学校の入学に関してする寄附金や政治資金規正法に違反するもの、寄附した者に特別の利益が及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象となりません。

■いくら控除されるのか？

「その年にした寄附金の合計額（年間所得の40%相当額が限度）－2千円」が年間所得から控除されます。控除を受けるための手続として**確定申告が必要**です。なお、寄付金控除を受けなくても所得税負担がゼロの方は、還付も減少ありません。

また、地方公共団体の場合はふるさと納税に該当する場合があります。

2. 法人税

■寄附金の区分

法人が支払う寄附金は、一定額が損金に算入されますが、次の区分によって損金算入限度額が異なります。

1. **国や地方公共団体**に対する寄附金
2. 「**指定寄附金**」公益法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの
(日本赤十字社の事業のうち財務大臣の指定したもの等)
3. 「特定寄附金」認定NPO法人・特定公益増進法人等に対する寄附金
(日本赤十字社の事業全般・(社)日本ユネスコ協会連盟・(財)ひろしま国際センター等)
4. 一般の寄附金

※企業が、お金ではなく製造している自社製品を提供したいという場合、お金の寄附に加え、こうした物品の提供についても金額換算して寄附として取り扱うことが可能です。

■損金算入限度額

1. **国や地方公共団体に対する寄附金、「指定寄附金」については、全額が損金になります**
2. 「特定寄附金」に係る損金算入限度額
(資本金等の額×0.25%＋所得の金額×5%) ×1/2
3. 一般の寄附金に係る損金算入限度額
(資本金等の額×0.25%＋所得の金額×2.5%) ×1/2

■会社と個人の寄付は区別してください

会社が行った寄附は一定限度まで会社の費用として損金算入が認められます。しかし、経営陣の出身校などに会社が寄附したような場合は、経営陣個人が負担すべきものとして、役員賞与とみなされる場合があります。役員賞与は、税務上、個人・法人それぞれで税金を払うこととなりますので、注意が必要です。

ネット上での匿名性の終息

読売新聞のウェブサイトである「YOMIURI ONLINE」に、1月25日付で「ツイッター、匿名でも突き合わせればバレバレ」という記事が掲載されました。

これは、ホテルでアルバイトをしていた女子大生が著名人の行動を目にして匿名でつぶやいたところ、その女子大生の実名や写真といった個人情報が短時間のうちに暴かれ、ネット上にさらされたことを報じたものです。

この女子大生はツイッターで個人情報を公開していたわけではありませんが、ほかのSNS上の情報と突き合わせることで個人情報が特定されてしまいました。女子大生本人はツイッターやSNSのアカウントを早い段階で削除したり、アカウント名を変更したりしていましたが、それよりも早く個人情報が暴かれてしまったということです。

女子大生はアルバイト先で目にした著名人のプライベートの行動をツイッター上でつぶやくという、倫理に反する行動をしたため、ネット上に個人情報をさらされる結果となりました。確かに、女子大生がしたこ

とは問題があります。とはいえ、実名や写真など、個人情報を徹底的に暴かれてネット上にさらされるのはとても恐ろしいことです。現在では、こうした情報はほぼ半永久的に消すことができません。

日本では長らくネット上での個人的活動は匿名で行うのが一般的でした。匿名であれば、素の自分とは違うキャラクターを演じてトラブルになりにくかったのも、ネット上では別人格のように振る舞う人もいます。しかし、Facebook など実名を基本とするSNSが普及し始めているほか、ウェブ検索エンジンの高機能化により、ネットの片隅に掲載されたちょっとした個人情報まで、もれなく探せるようになっていました。ネット上で普段とは異なる行動、特に倫理に反するような行動をすると、上記の女子大生のような事態に陥る可能性が高くなってきました。

匿名を利用し、ネット上で普段とは違う行動ができる時代は終わりつつあるように感じます。今後はリアルの世界で問題があると感じるような行動は、ネット上でも控えるようにするべきでしょう。

SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たに人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。人のつながりを重視して「既存の参加者からの招待がないと参加できない」というシステムになっているサービスが多いが、最近では誰でも自由に登録できるサービスも増えている。

参考文献

財務省HP 平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る指定寄附金の指定について
国税庁HP 東北地方太平洋沖地震関連の国税庁からのお知らせ
図解 法人税/財団法人・大蔵財務協会
実務経営サービスBMSインフォメーション/株式会社 実務経営サービス 編

森羅万象～歌うように～

空
櫓

ヴァイオリン奏者、白井朝香のナビゲートで贈る「空櫓コンサート」。「明日への活力となるような、小さくとも力のある演奏会」として親しまれてきた同コンサートは、このたび5周年、第20回目の開催を迎えます。今回の演奏は、チェロ奏者、ドミトリー・フェイギン氏の故郷にちなんで、ロシアが生んだ名作2選を披露します。世界の音楽史に残る弦楽四重奏曲の傑作をお楽しみください。

日 時 / 2011年4月20日(水)

第1部 開演 14:00(開場 13:30、終演予定 15:45)

第2部 開演 19:00(開場 18:30、終演予定 20:45)

場 所 / 空櫓(アルデプロ城南リバーサイド B.LD 12階)

料 金 / 2,000円(要予約) 収容人数 / 50名

出 演 者 / 白井 朝香(第一ヴァイオリン) 高旗 健次(第二ヴァイオリン)

新田 千恵(ヴィオラ) ドミトリー・フェイギン(チェロ)

曲 目 / アレクサンドル・ボロディン 弦楽四重奏曲 第2番 二長調「夜想曲」

ピョートル・チャイコフスキー 弦楽四重奏曲 第1番 二長調 作品11「アンダンテ・カンタービレ」



東日本大震災に際して

一瞬にして街が海に飲まれてしまった光景を私たちは忘れないと思います。地震によって、家族や友達や同僚、家や学校や仕事を一瞬にして失ってしまった人々が、がれきに埋もれた中で復興を果たそうと一生懸命になっています。その光景を現実のものとして見るたびに心を痛めると同時に、微力ながら助け合って乗り越えたいと感じました。被害に遭われた皆様に、心から追悼の意を捧げると共に、少しでも早期の復興をお祈り致します。

社 員 一 同

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>



災害に関する税務上の取扱いについて

災害に関して法人や事業を営む個人が、取引先などに支出する費用の現行の主な税務上の取扱いについてまとめてみました。参考にいただければと思います。

(1) 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与、役務の提供のために要した費用は、交際費等に該当しないもの（販売促進費などの名目）として損金の額に算入されます。

(注) 1) 自社の製品等を取り扱う小売業者等に対して災害により滅失又は損壊した商品と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合も含まれます。

2) 事業用資産には、当該法人が製造した製品及び他の者から購入した物品で、取引先の事業の用に供されるもののほか、当該取引先の福利厚生の一環として被災した従業員等に供与されるものを含むものとします。
(措通(法)61の4(1) - 10の3)

(2) 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた得意先等の取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用（取引先支援損などの名目）として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する得意先等の取引先には、同様に取扱いされます。

(注) 1) 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれます。

2) 売掛債権の免除等は、書面をもって行うことが前提とされています。なお、その書面は、公正証書以外のものでも差支えありません。(法基通 9-4-6 の 2、措通(法)61の4(1) - 10の2)

(3) 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金とはされません。
(法基通 9-4-6 の 3)

(4) 自社製品等の被災者に対する提供

特定のごく限られた者のみに対する贈答（利益供与）を目的としたものは除き、法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

なお、自社製品等とは、原則として法人が製造等を行った製品でその製品に法人名が表示されているものをいうと解されていますが、法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、企業のイメージアップなど実質的に宣伝的效果を生じさせるようなものであれば、これに含めて差し支えないと考えられます。

また、自社製品等の提供は、物品の提供に限定されているわけではなく、その法人の業務がサービスの提供である場合の役務の提供、法人の社宅や研修所等を緊急避難的に被災者に提供した場合も、ここにいう自社製品等の提供に含まれます。
(法基通 9-4-6 の 4、措通(法)61の4(1) - 10の4)

【参考 税務研究会「法人税法基本通達逐条解説」】